

別紙

抗告理由 (一)

一 本件各保険契約締結の際には、乙第一、第二号証の約款の呈示も説明もなく、仮に約款に相手方主張のよ
うな義務履行地の規定があるとしても、右規定は、本件契約締結の際に合意の内容となつておらず、従つ
て、本件においては、抗告人らの住所地が義務履行地となり（民法四八四条）原裁判所に民事訴訟法五条の
裁判籍がある。

二 仮に然らずとするも

1 本件のような場合、実際の慣行としては、受取人の選択により、松山の相手方営業所窓口で支払うか、受取人の指定する口座に振り込む方法によつて支払われるのが常であり、わざわざ東京の相手方本社まで出向いて支払を受けるといふようなことは行なわれていない（熊本地決昭五〇・五・一二判夕三二七・二五〇・広島高松江支部決昭五六・八・一七判夕四五一・九七）。

2 一般に、保険契約者は、いざ訴訟になると支払地が本社となつて、本社所在地でしか提訴できないといつたことまで契約の際に予想することはできないし、例え予想しえたとしても、その点についてまで覚悟して合意せよと強制することは許されないといわなければならない（水谷暢「保険訴訟における合意管轄」民商法雑誌六九巻五号九二九頁）。

3 本件において、抗告人らが故[]を失くして抗告人[]だけの収入に依存している母子家庭であるように、殆んどの場合、受取人は経済的弱者であつて、そのような者に本社のある東京での訴訟活動を強制することは、事実上、提訴を断念させるに等しい結果を招来するものである（傷害保険について札幌高決昭四五・四・二〇下級民集二一卷三・四号六〇三頁）。

因に、かつて、海上保険について合意管轄の規定が認められ、火災保険について認められなかつたのは、前者においては保険者と加入者との地位が平等であるに反し、後者においては、加入者は保険者に比して弱者たる地位に立つからだとされている（青谷民商法雑誌一七巻四号一四頁）が、生命保険において支払地を本社とするような約款の効力が認められるならば、それは経済的弱者圧迫以外の何物でもないのである。

4 支払地を本社とする規定によつて利益を受けるのは相手方だけであつて、そのような規定が有効とされたと事件の大都市への集中が助長される弊害も伴うこととなるが、相手方は松山にも営業所を有しており、實際の手續は営業所で行なつているのであるから、松山で審理したとしても格別不利益を受ける訳ではない。

よつて、右1ないし4に述べたところから、本件規定は民法九〇条に違反して無効であるか、そうでないとしても、右規定を合理的に解釈すると、受取人の住所が松山にあるときには、松山の営業所も保険金の支払場所であると解すべきである。

三 又、民事訴訟法二五条二項は、管轄の合意が当事者に重大な影響を有するので、当事者の意思の明確を期する要があり、合意の対象となる訴訟が不明確だと、当事者の一方に不測の不利益を及ぼすおそれがあるところから設けられたとされているが、その趣旨からすると、本件のような履行地特約も、民事訴訟法五条の効果を生ぜしめる限りで、それが二五条二項をかくぐるものであれば、約款をもつてしては訴訟法上の効果を生ぜしめないと解すべきであり、あるいは、そもそも五条の履行地とは単に約款上明示されている地点ではなく、実質的に履行が行われる地点であると解すべきである（前出水谷九三三頁）。

四 よつて、本件移送申立は却下されるべきである。

抗 告 理 由 (二)

一 本件各保険契約締結の際、相手方は、振替不能の場合にも、担当者が直接■宅に保険料を集金に訪問す

ることを約し、保障について安心するよう、書面（甲第九号証）まで交付している。

二 相手方の不払の理由は、昭和六〇年一〇月分以降の保険料が、指定口座である愛媛信用金庫■支店の■名義口座から振替できなかったことを理由とするものようであるが、右約束に反し、同六一年一月四日の■の死亡迄の間、相手方担当者が集金に訪問することも、相手方から振替不能の事実を連絡することも一切なかったものである。

原告人らは、同月二〇日頃相手方から届いた葉書を見て、初めて同六〇年一〇月分以降の保険料が振替できていないことを知ったのである。

三 前記約束により、振替不能の場合には、保険料の支払は取立債務となるのであるから、相手方が取立をしていない以上、相手方は、保険料の不払を理由に保険金の支払を拒絶することはできず、仮にそうでないとしても禁反言もしくは信義誠実の原則により、相手方が、保険料の不払を理由に保険金の支払を拒絶することは許されないといわなければならない。

四 かようにして、本件においては、右約束の内容・振替不能の事情・相手方の取立・催告の有無等が争点になることが考えられるが、本件保険契約は、松山において、相手方松山支社の担当者と■の代理人である原告人■との間でなされたものであり、従つて、右約束・相手方の取立・催告は松山での出来事（但し、取立・催告はなかつた）であるし、振替不能の事情も同様である。

よつて、予想される争点すべてについて、松山地裁での審理が適切であり、相手方の申立は失当であるといわなければならない。

保険金支払場所の約款規定一覽 (一)

会社名		昭五〇年一二月現在	昭五二年一一月現在	昭六一年一月現在
日本	本店で支払います	会社の本店で支払います	現行と同じ	現行と同じ
日本団体	本店で支払います	会社の本社または会社の指定した場所 で支払います	現行と同じ	現行と同じ
日産	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
平和	現行と同じ	本店または会社の指定した場所で支払います	現行と同じ	現行と同じ
東邦	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
東京	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
千代田	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
太陽	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
大正	会社の本社または会社の指定した場所 で支払います	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
第一	現行と同じ	同 上	現行と同じ	現行と同じ
大同	会社の本社または会社の指定した場所 で支払います	同 上	現行と同じ	現行と同じ
大和	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
安田	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
富国	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
朝日	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ

保険金支払場所の約款規定一覧 (一)

会社名	昭五〇年一二月現在	昭五二年十一月現在	昭六一年一月現在
協栄	会社の本店または会社の指定した場所 所で支払います	同上	現行と同じ
明治	会社の本店で支払います	同上	現行と同じ
三井	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
西武 オール スター	会社創業前	現行と同じ	現行と同じ
住友	本社で支払います	会社の本店で支払います	現行と同じ

保険金支払場所の約款規定一覧 (二) (現行約款) 昭和六二年六月現在

会社名	規定内容	指定した場所の内容
日本 本団 体	会社の本店または支社で支払います	支社等を指す
日本 産	会社の本店または指定した場所で支払います	
平和	会社の本店で支払います	
東邦	会社の本店で支払います	
東京	会社の本店または会社の指定した場所で支払 います	保険金受取人の希望により銀行等振込、支社営 業所で支払
千代 田	会社の本店または会社の指定した場所で支払 います	会社が認めうる場所であればどこでも指定でき る

住友	ステート	西武 オール	三井	明治	協栄	朝日	富国	安田	大和	第百	大同	第一	大正	太陽
----	------	-----------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

本社または会社の指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	当会社の本社で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	当会社の本社で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	会社の本社または指定した場所 で支払います	当会社の本社または当会社が窓口 として指定した場所で支払います	当会社の本社または当会社が窓口 として指定した場所で支払います	当会社の本社または当会社が窓口 として指定した場所で支払います	当会社の本社または当会社が窓口 として指定した場所で支払います
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------	--------------------------	--------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

支社	支社または営業所	会社の指定した支社等	実務上は指定するような処理は していない	総局	保険金受取人の住所地あるいは 営業部・支社
----	----------	------------	-------------------------	----	--------------------------